

外務省国際法局研究序説

——政軍関係への影響に注目して——

1. はじめに
2. 外務省国際法局とは何か？
3. 政軍関係における国際法
4. 外務省国際法局が政軍関係に与える影響
5. おわりに

小
森
雄
太

1. はじめに

1-1. 問題の所在

本稿は、政軍関係研究の一環として、我が国における国際法の解釈や運用を一手に担っている外務省国際法局の実態を解明し、政軍関係の形成に国際法がどのような影響を与えるのかを明らかにすることを目的としている。

近代以降の我が国における政軍関係、具体的には文民統制と安全保障の相互関係を考察する際、北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』や額額厚『近代日本における政軍関係の研究』、小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変』等の様に政府首脳や議会、或いは陸海空軍といった主要な政治アクターの行動を分析対象とすることが多い。また、太平洋戦争までの政治過程を扱った野中郁次郎等『失敗の本質』や戦時予算に注目した大前信也『昭和戦前期の予算編成と政治』等といった政策や戦略、予算の観点から政軍関係を考察した研究も存在する。そして、伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』の様に法解釈学の観点から、大日本帝国憲法に代表される主要アクターの行動を規定する国内法令の解釈に関する研究も発表されている。しかし、三宅正樹等『総力戦の時代』等の様に第一次世界大戦以降の我が国を始めとする各国の政軍関係に大きな影響を与えた総力戦概念に注目する研究は存在するが、総力戦概念の背景にある国際関係や国際関係を形成する国際法、或いは国際法を所管する政府機関（我が国の場合は外務省国際法局）の政軍関係への影響を考察した研究はそれ程多くはない。

行政機関としての外務省に関する研究は、日本政治外交史において、外政機構研究の文脈で取り扱われることが多く、佐藤元英「革新派外務官僚の対米開戦指導」や坂野正高『現代外交の分析』、三上昭美「太政官制下における近

代外政機構の形成」等といった優れた研究が存在している。また、外務省自身も一九六九年に『外務省の百年』を刊行すると共に、一九五七年から刊行を開始した『外交青書』において、各号の編集時期に行われた我が国の外交政策を取り上げ、その経緯や意義について紹介している。この様に日本政治外交史を中心として、外政機構研究は取り組まれているものの、外務省が当時の政治権力、特に政軍関係にどのような影響を与えたのかについては、十分解明されていない。また、外務省に関する研究自体の数が大蔵省や防衛省、警察庁といった省庁を取り扱った研究と比較すると多くはない。その結果、外務省の実態は伝聞により、断片的に知られるのみである。特に国際法局はその規模の小ささにより、北米局やアジア大洋州局などの地域局と比較すると注目を集めることは少なく、その実態はベールに包まれている。

その一方で、本研究で取り扱う国際法局は、安全保障を含むあらゆる政策分野における国際交渉に関与しており、国際協定を締結する際には、国際法局関係者が帯同し、条約に記載される文言の解釈を行っている。従って、国際法局が安全保障政策に大きな影響力を有していることも事実である。その為、国際法局の実態を解明し、国際交渉における国際法局の影響力を明示的に評価することが、安全保障政策の形成過程を明らかにする為に強く求められている。

1-1-2. 政軍関係と国際法局

これまでに、私は太平洋戦争以前の我が国における政軍関係について、軍部の行動を規定する慣習や規範を明らかにする為、現代政治理論の一つである新制度論の中でも、アクターの行動を規定する規範や慣習に注目する社会学的制度論を用いた分析を行った。その結果、軍部の行動を規定した軍事的プロフェッションナリズムが明治後期以降に形

成され、大正期以降強化・確立されたこと、また、昭和初期以降の軍部の政治介入が文民の軍部への迎合によって拡大したことを理論的に解明した(小森二〇一二)。

これらの研究成果を踏まえ、民主主義を尊重し、かつ安全保障を担保する文民統制を確立する為に必要な文民の行動を規定する規範の解明に取り組んだ(小森二〇一三)。しかし、これらの研究に取り組んだ結果、協調的な外交・安全保障政策や本来内政上の課題であるはずの文民統制の確立に対し、国際法に代表される国際関係や国際法の対象となる安全保障環境の変化等の影響を無視することが出来ないという結論に至った(小森二〇一四)。

現実の政軍関係を鑑みると、先進工業国は勿論、一般的に法制度の整備が不十分とされる発展途上国においても、国連憲章を始めとする国際法の影響を無視することは出来ない。例えば、第一次世界大戦以降に列強諸国において批准されたワシントン海軍軍縮条約(The Washington Naval Treaty: The Treaty Between the United States of America, the British Empire, France, Italy, and Japan for the Limitation of Naval Armament) (一九二二年)やロンドン海軍軍縮条約(The London Naval Treaty: The Treaty for Limitation and Reduction of Naval Armament) (一九三〇年)の締結により形成された国際秩序は、我が国の政軍関係に対し、大きな影響を与えた。従って、国際条約を含む国際法が締結国内においてどの様に取り扱われ、締結国内の政軍関係に取り込まれていったのかを解明することは、近代国家における政軍関係の形成要因を解明する上で不可欠である。

本稿においては、最近の政軍関係研究の研究動向及び私のこれまでの研究成果を踏まえ、政軍関係に影響を与える国際法を取り扱う国際法局の実態を明らかにする為の予備的考察を行い、政軍関係研究を発展させるための学術的基盤の強化に寄与することを目指す。なお、外務省国際法局は、二〇〇四年以前は条約局であったが、本稿においては、

特記無き場合は原則としては全て国際法局と表記して論を進めることとする。^①

2. 外務省国際法局とは何か？

2-1. 行政機関としての外務省国際法局

我が国の外務省は、外務省設置法において「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」(第三条)と規定された中央官庁であり、同法第四条において、その所掌事務が規定されている【表1】。

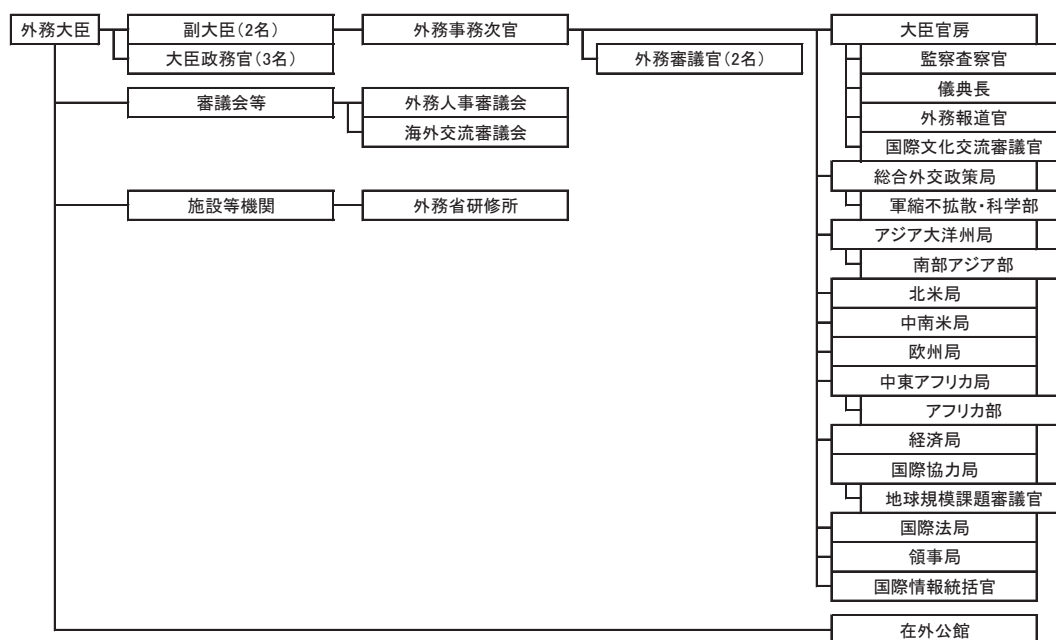
この様に外務省は、我が国の外交政策を一手に担う中央官庁であり、その所掌事務は安全保障や対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流に止まらず、条約その他の国際協定や海外邦人の保護、旅券や査証の審査及び発行、外交史料の編纂、といった業務も所管している。中でも本稿で取り上げる国際法局は、外務省組織令(第二条)で規定された外務省の内局であり【図1】、同令第二二条において、その所掌事務が規定されている【表2】。

この国際法局の所掌業務の中でも、「条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること(同令第二二条第三号)」は、特筆すべき業務として挙げられる。一般的に法令へ大きな影響力を有しているとされるのは内閣法制局であるが、少なくとも内閣法制局設置法において規定された権限は、法令の審査或いは意見に関するもののみである【表3】。また、会計検査院は、その設置根拠である会計検査院法(第三七条)において、「国の会計経

【表 1】 外務省の所掌事務（外務省設置法第 4 条より抜粋）

一	次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。 イ 日本国の安全保障 ロ 対外経済関係 ハ 経済協力 ニ 文化その他の分野における国際交流
二	日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
三	日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
四	条約その他の国際約束の締結に関すること。
五	条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
六	日本国政府として処理する必要のある涉外法律事項に関すること。
七	国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。
八	日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。
九	海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。
十	海外における邦人の身分関係事項に関すること。
十一	身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。
十二	旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。
十三	査証に関すること。
十四	本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
十五	海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。
十六	外国における日本文化の紹介に関すること。
十七	外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。
十八	外交官及び領事官の派遣に関すること。
十九	外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。
二十	外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあつせんを行うこと。
二十一	前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。
二十二	外交史料の編さんに関すること。
二十三	外地整理事務に関すること。
二十四	政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。
二十五	政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
二十六	政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。
二十七	前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。
二十八	政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
二十九	前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務

出典：外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofai/annai/honsho/sosiki/>)



第二号から前号までに掲げるもののほか、条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

一	国際法に係る外交政策に関すること。
二	条約その他の国際約束の締結に関すること。
三	条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
四	日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。
五	国際司法裁判所、常設仲裁裁判所、国際法委員会及びアジア・アフリカ法律諮問委員会に関すること。
六	第二号から前号までに掲げるもののほか、条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。

理に関する法令を制定し又は改廃するとき」及び「国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に関する規程を制定し又は改廃するとき」に「意見を表示することができ」ることが規定され、人事院も一般職の職員の給与に関する法律（一般職給与法）（第二条）において、「この法律（一般職給与法・著者注）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発する」ことが規定されているものの、意見陳述或いは法律より格下

の規則や政令の制定・改廃に関する権限に止まっている。そして、財務省や警察庁を始めとする他の省庁に至っては、内閣法制局の様な権限すらも有していない^②。その為、国際法に限られるものの、国際法局は法令の解釈権限が法律に規定されたほぼ唯一の行政機関であると看做することが出来る。

この様に大きな権限を有している国際法局であるが、その規模は三課一官（国際法課、条約課、経済条約課、社会条約官）であり、北米局（三課）や中南米局（二課）よりは大きいものの、本稿執筆段階で外務省本省に設置されている一二の内局（大臣官房及び国際情報統括官を含む）の中でも小規模な部類に入る【表4】。

また、国際法局には、前述の三課一官に加え、外務省組織規則に基づき、国際法課には海洋法室及び国際裁判対策室が設置され、局内各課の所掌事務の内、一部の事務を所掌している【表5】。

そして、予算に注目すると、平成一四年度（二〇〇二年度）ベースでは一億円である。この額は政府開発援助（ODA）を所管する経済協力局^③（四二七七億円）や外務省内において政策等の総合調整を行う大臣官房等（八一七億円）、我が国の外交政策の基本方針を策定する総合外交政策局（七〇九億円）には遠く及ばず、欧州局（二億円）と同額であり、外務省内においては最低額である。その為、予算規模から見ても、条約局は外務省内において、最小規模の部局である【表6】^④。

2-1-2. 人事から見た外務省国際法局

前記の様に、法令上又は予算上、外務省内において、国際法局の規模は大きいとは言えない。しかしながら、幹部人事に注目すると、上記の評価は必ずしも当て嵌まらないことは明らかである。

【表 3】 内閣法制局の所掌事務（内閣法制局設置法第 3 条より抜粋）

一	閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。
二	法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。
三	法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。
四	内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと。
五	その他法制一般に関すること。

【表 4】 外務省各局の課などの数（本省のみ）

局などの名称	課などの数	局などの名称	課などの数
大臣官房	8 課 2 官	中東アフリカ局	2 課（1 部 2 課）
総合外交政策局	5 課（1 部 2 課）	経済局	5 課
アジア大洋州局	5 課（1 部 3 課）	国際協力局	9 課
北米局	3 課	国際法局	3 課 1 官
中南米局	2 課	領事局	4 課
欧州局	4 課	国際情報統括官	4 官

外務省組織令を基に作成。

【表 5】 海洋法室及び国際裁判対策室の所掌事務

海洋法室の 所掌事務	一	海洋の分野に関する国際法に係る外交政策に関すること（条約課、経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く。）。
	二	海洋の分野に関する確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
	三	日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項のうち海洋の分野に係るものに関すること。
	四	確立された国際法規及び日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関する調査及び研究のうち海洋の分野に係るものに関すること。
	五	第二号から前号までに掲げるもののほか、確立された国際法規及び日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関する対外関係事務の処理及び総括のうち海洋の分野に係るものに関すること。
国際裁判 対策室の 所掌事務	一	国際法に係る外交政策に関する助言を行うこと（条約課及び経済条約課並びに社会条約官の所掌に属するものを除く。）。
	二	確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
	三	確立された国際法規に関する調査及び研究に関すること。

外務省組織規則を基に作成。

【表6】局別予算一覧集計表（平成14年度）（単位：億円）

	歳出				歳入					備考	
	国	地方	特殊法人等	計	一般会計		特別会計		地方		計
					うち特定財源		うち特定財源				
外務省	(総額)	5,611	8	1,847	7,466	7,466				7,466	
	大臣官房等	817		147	964	964				964	
	総合外交政策局	709			709	709				709	
	アジア大洋州局	79			79	79				79	
	北米局	3			3	3				3	
	欧州局	1			1	1				1	
	中南米局	26			26	26				26	
	中東アフリカ局	6			6	6				6	
	経済局	145			145	145				145	
	経済協力局	2,569	8	1,701	4,277	4,277				4,277	●無償資金協力2,296億円。 国際協力事業団事業費1,701億円。
条約局	1			1	1				1		
国際情報局	14			14	14				14		
在外公館	1,242			1,242	1,242				1,242		

国際法局の前身である条約局が設置されたのは、大正八年（一九一九年）であるが、それから現在（二〇一四年）に至るまで、延五二名の局長（名称変更による留任及び事務取扱を含む）が補職されている。外務省におけるキャリアパスについては、秦郁彦や竹本信介等による論考においてある程度解明されており、又本稿の目的が国際法局の政軍関係への影響の解明である以上、深く立ち入ることはしないが、国際法局長のキャリアパスとして特徴的なのは、最高裁判所裁判官及び（内閣）法制局長官或いは国際司法機関（国際司法裁判所（International Court of Justice）や国際海洋法裁判所（ITLOS: International Tribunal for Law of the Sea）等）の裁判官に転任する可能性があることが挙げられる【表7】⁽⁵⁾。例えば、一九四七年（昭和二年）に最高裁判所が設置されてから、外交官出身の裁判官は七名任命されているが、その全てが国際法局長経験者である。内閣法制局長官についても、キャリアパスが確立されていない太平洋戦争以前と確立された太平洋戦争後にそれぞれ一名を輩出している。そして、国際司法機関の裁判官に至っては、国際法学者を除くとそのほとんどが国際法局長経験者である。⁽⁶⁾

また、外務省事務方の頂点である外務事務次官についても、太平洋戦争以前は皆無であったものの、太平洋戦争以後は、国際法局長経験者（三八名）の内一名が就任している。外務省は後述する様に、我が国の外交政策の展開に伴い、部局数を増加させてきた為、単純に国際法局以外の他の部局と比較することが難しいことを考慮する必要があることは事実である。しかしながら、前述の国際法局長のキャリアパスは、外務省内において、国際法局がその規模とは異なり、枢要な部局として取り扱われていること、特にその傾向が太平洋戦争以後顕著に見られることを示している。

【表 7】 歴代条約局長及び国際法局長一覧

		氏名	着任日	離任日	外務事務次官及び 司法機関判事着任の有無
1	条約局長	松田 道一	1919年 7 月 2 日	1920年 9 月25日	
2	条約局長	山川 端夫	1920年 9 月25日	1925年 8 月10日	法制局長官
3	条約局長	長岡 春一	1925年 8 月20日	1926年 6 月21日	常設国際司法裁判所判事
4	条約局長	佐分利 貞男	1926年 8 月27日	1927年 8 月27日	
5	条約局長(心得)	栗山 茂	1927年 8 月13日	1927年11月25日	最高裁判所判事
6	条約局長	松永 直吉	1927年11月25日	1930年10月31日	
7	条約局長	松田 道一	1930年10月31日	1933年 5 月26日	
8	条約局長	栗山 茂	1933年 5 月26日	1937年 5 月 4 日	
9	条約局長	三谷 隆信	1937年 5 月 4 日	1940年 9 月 5 日	
10	条約局長	松本 俊一	1940年 9 月 5 日	1942年11月 1 日	外務次官
11	条約局長	安東 義良	1942年11月 1 日	1944年 8 月23日	
12	条約局長(事務取扱)	松本 俊一	1944年 8 月23日	1944年11月18日	外務次官
13	条約局長	柳井 恒夫	1944年11月18日	1945年 6 月20日	
14	条約局長	渋沢 信一	1945年 6 月20日	1945年 9 月28日	外務次官
15	条約局長	杉原 荒太	1945年 9 月28日	1946年 2 月 1 日	
16	条約局長	萩原 徹	1946年 2 月 1 日	1947年10月28日	
17	条約局長(心得)	鶴岡 千仞	1947年10月28日	1947年12月10日	
18	条約局長	西村 熊雄	1947年12月10日	1952年 5 月30日	
19	条約局長	下田 武三	1952年 5 月30日	1957年 1 月23日	外務事務次官、最高裁判所判事
20	条約局長(心得)	高橋 通敏	1957年 1 月23日	1957年 2 月12日	
21	条約局長	高橋 通敏	1957年 2 月12日	1960年10月13日	
22	条約局長	中川 融	1960年10月13日	1964年 3 月19日	
23	条約局長	藤崎 萬里	1964年 3 月19日	1967年12月26日	最高裁判所判事
24	条約局長	佐藤 正二	1967年12月26日	1969年12月 5 日	外務事務次官
25	条約局長	井川 克一	1969年12月 5 日	1972年 1 月18日	
26	条約局長	高島 益郎	1972年 1 月18日	1973年 8 月 7 日	外務事務次官、最高裁判所判事
27	条約局長	松永 信雄	1973年 8 月 7 日	1976年 1 月22日	外務事務次官
28	条約局長	中島 敏次郎	1976年 1 月22日	1977年 9 月16日	
29	条約局長	大森 誠一	1977年 9 月16日	1979年 2 月13日	
30	条約局長	伊達 宗起	1979年 2 月27日	1981年 9 月16日	
31	条約局長	栗山 尚一	1981年 9 月16日	1984年 1 月27日	外務事務次官
32	条約局長	小和田 恆	1984年 1 月27日	1987年 1 月23日	外務事務次官、国際司法裁判所判事
33	条約局長	斎藤 邦彦	1987年 1 月23日	1989年 1 月27日	外務事務次官
34	条約局長	福田 博	1989年 1 月27日	1990年 8 月31日	最高裁判所判事
35	条約局長	柳井 俊二	1990年 8 月31日	1992年 7 月14日	外務事務次官、国連海洋法裁判所長
36	条約局長	丹波 實	1992年 7 月14日	1994年 8 月 1 日	
37	条約局長	折田 正樹	1994年 8 月 1 日	1995年 8 月 4 日	
38	条約局長	林 暘	1995年 8 月 4 日	1997年 8 月 1 日	
39	条約局長	竹内 行夫	1997年 8 月 1 日	1998年 7 月28日	外務事務次官、最高裁判所判事
40	条約局長	東郷 和彦	1998年 7 月28日	1999年 8 月16日	
41	条約局長	谷内 正太郎	1999年 8 月16日	2001年 1 月 6 日	外務事務次官
42	条約局長	海老原 紳	2001年 1 月 6 日	2002年 9 月20日	
43	条約局長	林 景一	2002年 9 月20日	2004年 8 月 1 日	改正外務省組織令施行に伴う名称変更のため
44	国際法局長	林 景一	2004年 8 月 1 日	2005年 8 月 2 日	
45	国際法局長	小松 一郎	2005年 8 月 2 日	2008年 7 月 1 日	内閣法制局長官
46	国際法局長	鶴岡 公二	2008年 7 月29日	2010年 8 月20日	
47	国際法局長	長嶺 安政	2010年 8 月20日	2012年 9 月11日	
48	国際法局長	兼原 信克	2012年 9 月11日	2012年12月26日	
49	国際法局長(事務代理)	越川 和彦	2012年12月26日	2013年 1 月18日	
50	国際法局長	石井 正文	2013年 1 月18日	2014年 7 月 4 日	
51	国際法局長	秋葉 剛男	2014年 7 月 4 日	2015年10月 6 日	
52	国際法局長	斎木 尚子	2015年10月 6 日		

出典：秦（2001）、秦（2013）、『官報』各号、『毎日新聞』各号及び『時事ドットコム』各号

3. 政軍関係における国際法

3-1. 政軍関係に国際法が影響を与えた事例

政軍関係が「文民統制と安全保障の相互関係」であることは、周知の事実である。その一端を担う文民統制 (civilian control of/over the military) は、国家の政治体制に直結する概念であり、具体的には政治家等の文民が軍隊に代表される軍部をどの様に統制するのかということである。その為、主体的文民統制 (subjective civilian control) 或いは客体的文民統制 (objective civilian control) といった考え方の差異はあるものの、本質的には国内問題であり、国際法或いは国際関係とは基本的には無縁である。

一方、政軍関係を構成するもう一つ概念である安全保障 (national security) は、安全保障の目的或いは対象が冷戦以降、それまでの国家を対象とする伝統的安全保障から人間を対象とする非伝統的安全保障の台頭に代表される大きな変化があるものの、その実施過程においては、他国と何らかの接点が生じる可能性が高く、換言すると国際法の影響を受ける可能性が非常に高い。

近代以降の我が国において、安全保障に国際法の影響を受けた事例としては、日米和親条約を始めとする幕末に欧米列強と締結した国際条約を除くと、下関条約 (一八九五年) やポーツマス条約 (一九〇五年)、サンフランシスコ平和条約 (一九五二年) 等といった講和条約、或いは前述のワシントン・ロンドン両海軍軍縮条約等といった軍縮条約、日米安全保障条約 (一九五二年) に代表される相互安全保障条約等が挙げられる。これらの国際条約が我が国における政軍関係に大きな影響を与えたことは、皆目の一致するところである。その為、安全保障を検討する際には、国際

条約に代表される国際法の影響を考慮する必要がある。

その端的な事例としては、我が国における集団的自衛権の取り扱いが挙げられる。我が国においては、サンフランシスコ平和条約第五条において、「日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができる（Japan as a sovereign nation possesses the inherent right of individual or collective self-defense referred to in Article 51 of the Charter of the United Nations and that Japan may voluntarily enter into collective security arrangements）」とされ、日米安全保障条約の前文においても、「（日米：著者注）両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有している（they have the inherent right of individual or collective self-defense as affirmed in the Charter of the United Nations）」とされ、明らかに有しているにも拘らず、内閣法制局による憲法解釈により、集団的自衛権は行使することが出来なかった。

二〇一二年一二月に民主党から自由民主党に政権が戻り、第二次安倍内閣が発足したが、この内閣の下で、我が国における集団的自衛権の解釈や運用を改めようとする動きが起った。この動きを受け、活動を再開したのが「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」である。

安保法制懇は、二〇〇七年四月一七日に第一次安倍内閣によって設置され、二〇〇七年五月一八日に第一回会合が開催された。その後四回（二〇〇七年六月一日、二〇〇七年六月二九日、二〇〇七年八月一〇日及び二〇〇七年八月三〇日）の会合が開催され、報告書が取り纏められた。しかし、二〇〇七年七月二九日に開催された第二回参議院議員通常選挙の敗北やその後の体調不良により、二〇〇七年九月一二日に安倍首相は退陣を表明し、具体的な安全保障法制の議論は行われることは無かった。しかも、安保法制懇自体も第一次安倍内閣の総辞職を受け、二〇〇七年九月二六日

に発足した福田康夫内閣以降、二〇一二年二月二六日に第二次安倍内閣が発足するまでの間、開催されることは無かった。

この様な経緯を経て、二〇一三年以降は精力的な活動を行い、二〇一三年二月には第一回会合（二月八日）が開催され、その後六回（二〇一三年九月一七日、一〇月一六日、十一月三日、十二月一七日、二〇一四年二月四日及び五月一五日）の会合が開催され、報告書が取り纏められた。最終的に、二〇一四年七月一日に「国の存立を全うし、国民を守る為の切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定が行われ、我が国も他国同様に集団的自衛権を行使できる最低限の環境が整った。そして、様々な議論を経て、二〇一五年九月三〇日に平和安全法制（平和安全法制整備法及び国際平和支援法）として結実している⁷。

この一連の安保法制を巡る過程において、重要な役割を担ったのが、国際法局関係者である。第二次安倍内閣発足後に活動を再開した安保法制懇において座長を務めた柳井俊二（一九九〇—九二年）や事務局である内閣官房国家安全保障局の局長である谷内正太郎（一九九九—二〇〇一年）、内閣官房副長官補で内閣官房国家安全保障局次長を兼ねる兼原信克（二〇一二年）、そして、これまでの我が国における憲法解釈に絶大な影響力を有している内閣法制局の長官である小松一郎（二〇〇五—〇八年）は全て国際法局長経験者である。この人事構成についてはメディアも指摘しており、『朝日新聞』は二〇一四年六月二六日に「（集団的自衛権）影で動いた外務省 旧条約局出身者、与党協議に影響力」と題した記事を掲載している。

なぜ、このような人事構成に至ったのかについて、本稿執筆段階においては、直近の事案である為、明確な理由を挙げることは難しい。しかしながら、安倍首相の安全保障法制制定に対する熱意に加え、『朝日新聞』が二〇一四年

一〇月三〇日に掲載した「〔検証 集団的自衛権〕内閣法制局編：三「憲法か国際法か」深い対立」において指摘している様に、「外務省条約局と内閣法制局の「二〇〇年戦争」と言われる根深い対立があった」ことや国際条約に代表される国際法と憲法を始めとする国内法という所掌の違いはあるものの、「法律の専門家」として国際法局関係者が評価されていたこと等が要因なのではないかと考えられる。

この様に政軍関係、特に安全保障においては、国際法が様々な分野に関与してくる。一般的に安全保障は最上位の政策 (policies) から戦略 (strategies)、作戦 (operations)、戦術 (tactics) という階層構造になっていると考えられるが、国際法はこれらの全ての階層に関わり得るものである。従って、分析対象次第ではあるものの、政軍関係を考察する際には、国際法の影響も考慮した分析視角の設定が求められている。

3-1-2. 政軍関係研究における国際法

政軍関係、特に安全保障に国際法が大きな影響を与えることは前述の通りである。その為、政軍関係研究においては、国際法の影響を考慮することが求められるが、実際の研究動向を鑑みると必ずしもその通りとはなっていないのが実態である。

例えば、国立情報学研究所が提供している学術情報ナビゲーターであるCinii Articleにおいて、「政軍関係」というキーワードで検索すると、二〇一六年六月一〇日現在で一六三件という検索結果になるが、その殆どが文民統制のあり方に注目した論考であり、安全保障は勿論、国際法との関係性に注目した論考は皆無である。又恐らくは全くの偶然であると思われるが、この検索結果で一番古い論考は、一九六三年に『法学雑誌』に掲載された神谷不二の「政

軍関係 (Civil Military Relations) にかんする「考察—シヴィリアン・コントロールについて」であり、その副題が我が国における政軍関係研究の動向、即ち文民統制への注目度合いを端的に示している。

しかしながら、我が国を事例とすると、ワシントン海軍軍縮条約を端緒とする太平洋戦争以前の協調外交体制や太平洋戦争以後の米国主導の集団安全保障体制が構築される過程において、国際条約を始めとする国際法が与えた影響を無視することは出来ない。また、政軍関係研究自体が地域研究を含む比較政治学或いは政治過程分析を含む政治外交史の文脈で取り扱われることが多い(笹岡二〇〇七、永井一九九三)。確かに政治制度としての文民統制を取り扱う際に憲法や行政法の観点から研究が行われることがあるものの(松浦二〇一四、武蔵二〇一二)、本質的には政治学の分野である。

また、政軍関係研究の学説史を論じることが本稿の目的ではない為、詳細については割愛するが、三浦瑠麗が『レヴァイアサン』に「滅びゆく運命?—政軍関係理論史」と題した意欲的な論考を寄稿し、政軍関係研究の変遷を概観しているので、多少触れておきたい。この論考において、三浦は『ミリタリズムの歴史』を発表したファークツ (Vagts) に代表される軍国主義研究からハンチントン (S. P. Huntington) による古典的政軍関係理論の確立及び批判、そして、二〇世紀末以降に巻き起こった主体的文民統制の教条化及びイラク戦争 (二〇〇三—二〇一一年) を機縁とした客体的文民統制への回帰という政軍関係研究の変遷を概観し、政軍関係が政治体制の民主化と密接に関係していることを指摘した上で、「逆にいえば、どのように民主化が進んでも、いやデモクラシーが存在し続ける限り、政軍関係という問題は消滅してくれない」と結論付けている。この論考は政軍関係研究の変遷を平易に説明しており、政軍関係研究の潮流を把握するという点において、優れた論考であるが、この論考においても、国際法が政軍関係にどのような

影響を与えたのかという視点を見出すことは出来ない。また、米国で一九八六年に施行された国防総省再編法（Goldwater-Nichols Department of Defense Reorganization Act of 1986 (PL 99-433)）の制定が政軍関係に与えた影響を考察した秀逸な論考も発表されており（部谷二〇一〇）、国際環境に極めて大きな影響を与えたことは周知の事実であるが、本質的には国内問題と看做しており、国際法との関係性についての関心は薄い。

このような研究動向を踏まえると、国際法が政軍関係に影響を与え得るものでありながら、政軍関係研究において国際法は殆ど取り扱われていない現状を改善する為にも、国際法の影響力を織り込んだ分析モデルの構築等といった積極的な取り組みが急務である。

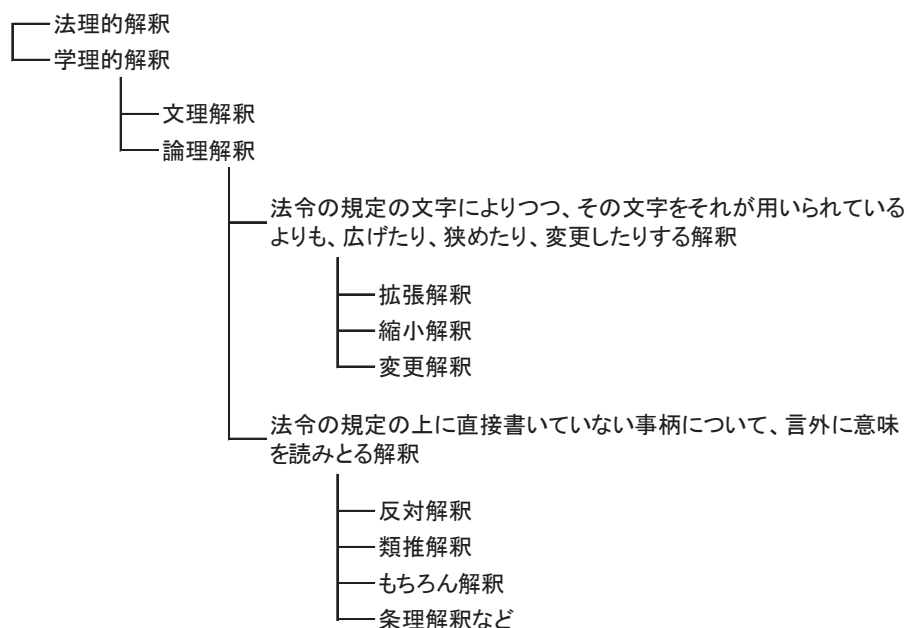
4. 外務省国際法局が政軍関係に与える影響

4-1. 法令の有権解釈

政軍関係に国際法が大きな影響を与えること及び国際法を所掌する国際法局が大きな影響力を有することについて、これまで縷々述べてきた。以下においては、なぜこのような構造になるのかについて検討し、政軍関係への国際法及び国際法局の影響を検討したい。

法治国家において、最も理想的な法令運用とは、立法府が想定されるあらゆる事態に対応する条項を規定した完璧な法令を制定し、行政府或いは司法府が完璧な解釈によつて運用することである。しかしながら、現実にはその様な状況は有り得ず、そもそも法令の解釈自体が政府のみならず、法令の影響を受ける国民は勿論、法令の研究に取り組

【図 2】 法令解釈の手法の種類



出典：長谷川（2008：404）

む法学者や法曹も行い得るものである。従って、法令を解釈するアクターの数だけ解釈も存在し得るが、国家或いは統治の安定性を考慮すると、ある程度統一的な解釈を行うことが求められる。

法学者や法曹を含む政府以外の団体や個人による法令の解釈を無権解釈（私権解釈）と称するのに対し、政府を始めとする公的機関による法令の解釈を有権解釈（公権解釈）（authentic interpretation）と称する。無権解釈には、法学者等による研究過程における解釈（学理的解釈）も含まれる。また、行政機関による有権解釈を特に行政解釈と称する場合もある。

無権解釈と有権解釈を区別する理由は、有権解釈が事実上法令と同様の拘束力を発揮することが挙げられる。その為、この区別は解釈の主体（誰が解釈をするのか？）或いは解釈の効力（誰を拘束するのか？）等に関する形式的なものであり、この区別を基に法令の解釈が異なるという性質のものではない。しかし、有権解釈は国民に大きな影響を与え得るものである為、その解釈については、現行法令を最大限尊重し、法的安定性が

より強く要求される。また、有権解釈は当該機関がその解釈を変更するまでは、他の下位諸機関を法的或いは事実上（Ⅱ判例上）拘束することとなることとなり、法的安定性を担保することとなる（長谷川二〇〇八・三九五―三九九）。

この様な性格を有する有権解釈であるが、全く問題が無いという訳でもない。前述の様に、法令を制定する際には詳細な規定を設けることが望ましいが、過度に行つた場合、柔軟な解釈や運用が難しくなり、法的安定性を逆に悪化させる可能性がある（長谷川二〇〇八・四二九―四三二）。その為、立法府が当該法令を運用する機関や職員に対し、一定の範囲で法令の解釈権限が委任されている場合もある（裁判官総合研修所二〇一〇・一〇、裁判官総合研修所二〇〇八・八）。この場合の有権解釈は、一般国民をも広く拘束することになる（長谷川二〇〇八・三九九―四〇〇）。

4-1-2. 国際法の有権解釈機関としての国際法局

法令の有権解釈の位置付けについては、前述の通りであるが、以下においては、国際法の有権解釈機関として、国際法局の実態に注目したい。

日本国憲法において「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」（第八一条）と規定されている様に、最高裁判所及び下級裁判所は法令等の合憲性或いは違憲性を決定する機関である。その為、裁判所法においては「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」（第三条）と規定されるのみならず、法的安定性を担保する為、「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する」（第四条）と規定されている。また、日本国憲法は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命

【表 8】 国会の承認を経るべき条約の範囲

国会承認を経るべき条約	国会承認を経る必要が無い条約
・ 法律事項を含む国際約束 ・ 財政事項を含む国際約束 ・ わが国と相手国との間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束であって、それゆえに、発効のために批准が要件とされているもの	・ すでに国会の承認を経た条約 ・ 国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束

出典：『第72回国会衆議院外務委員会議録』第5号

令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」（第九八条）と規定し、法令の合憲性を担保することを義務付けている。

一方、国際法については、日本国憲法においては、「条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する」（第六一条）と規定し、国会承認を原則としているものの、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする（第九八条第二項）」と規定しており、国内法制と国際法が対立した場合の具体的な対処方針は示されていない。なお、国会承認を経るべき条約の範囲については、一九七四年二月二〇日の衆議院外務委員会において、大平正芳外相が答弁している（中内二〇二二）【表 8】。

例えば、太平洋戦争以後、砂川事件や恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、百里基地訴訟等といった日米安保条約或いは安全保障政策に起因する訴訟が少なからず提訴されている。しかし、何れの訴訟も日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（砂川事件）や自衛隊法（恵庭事件）、森林法（長沼ナイキ訴訟）、民法（百里基地訴訟）等といった国際法を運用する為に制定された国内法やその法源となる憲法に反するか否かが問われたのであり、日米安保条約をはじめとする国際法の合憲性について問われた訴訟ではなかった。しかも、最高裁判所は長沼ナイキ訴訟

と百里基地訴訟においては、統治行為論を根拠として、合憲性の判断すら回避している。

4-1-3. 国際法局が国内政策に対する影響力を発揮した事例

この様な我が国における国際法の取り扱いに対し、国際法局は国際法について主導的な役割を担っている。その具体的な事例としては、一九七二年五月の米国からの沖縄返還に際し、米国による占領に伴い、左側通行となっていた車両通行を右側に変更したことが挙げられる。

二〇一三年一〇月一三日の時事通信によると、「調整役の総理府は当時、「琉球政府としては主として経済的観点から右側通行を変更したくないと考えて、警察庁も沖縄の交通事情を勘案し、同様の見解」と報告。「復帰後も右側通行を存続する方向に方針を固めたい腹つもりだ」と伝えていた。（改行）ところが、外務省が精査した結果、日本も加盟している道路交通条約は、車両の通行する側を各国内の「全ての道路」で統一するよう義務付けていることが判明。沖縄を例外にすれば「条約違反になる」と判断した。（改行）運輸省は沖縄返還に合わせて同条約を改定し、例外を認めてはどうかと提案したが、外務省は「条約の精神に逆行するような改定は到底不可能」と反論。条約脱退案にも「いったん国会を通過して順守を誓った条約から軽々に脱退するのは望ましくない」と退けた。」という経緯を経て、それまでの右側通行を左側通行に決定したことが報道された。また、同記事において、「ただ、通行方向が変われば高速道路の出入り口や信号機、道路標識の位置も変更しなければならない。運輸省は「一番の問題はバス昇降口の切り替えだ」と指摘。調整の結果、三〇五年の移行期間を設けた上で左側通行に切り替える案で、各省庁が折り合った。」と最終的な解決策も決定されたことが報道されている。

この報道において、「外務省」とされているのが当時の条約局、即ち国際法局である。この報道の情報源となった「外交記録―平成二五年度外交記録公開(1)―No.2」に所収されている「002」交通分科会「ファイル」に保存されている「沖縄復帰問題に関する「交通分科会」の開催」によると、国際法局は、一九七〇年九月二日に総理府（沖縄・北方対策庁）で開催された交通分科会（司法・法務部会）において、「一九四九年九月一九日ジュネーヴで作成され、わが国が一九六四年八月七日加盟した「道路交通に関する条約」第九条一は「道路において同一方向に進行する車両は道路の同一の側を通行するものとし、その通行する側は、それぞれの国においてすべての道路に統一されていなければならない。……。」と規定して」いること、「沖縄がわが国に復帰した場合、前記条約は自動的に沖縄に適用されることとなるので、沖縄においても本土の制度に合わせて左側通行を実施しなければ前記条約違反となる」こと及び「復帰の日から直ちに実現することは物理的に不可能と思われるので左側通行実施実現まである程度の暫定期間を設けることが許容されよう」ことを表明し、沖縄返還後に速やかに車両通行を本土と同様に左側通行にする必要性を指摘した。

この外務省の意見に対し、警察庁と法務省は「外務省と全く同意見、復帰後可及的速かに左側通行を実施したく、この点今後とも外務省の協力を得たく出来得れば一年以内に行いたい」、運輸省その他関係省との調整もあるので遅くとも二年以内に実現したい意向である（警察庁）及び「出来るだけ早い時期に左側通行を実施すべきだと考える（法務省）」と賛意を示したのに対し、運輸省は「目下検討中である。一番の問題はバスの昇降口の切換えである。（検討中と確答を避けたが、同省は暫定期間を出来るだけ引き延ばしたい意向が感ぜられた）」と消極的な反対を示した。しかし、総理府（陸上交通安全調査室）が「特に速かに左側通行にすべきとも考えないが条約違反となるならば左側通行早期実施もやむを得まい」と述べている様に、全体としては可及的速やかに左側通行への変更を実施する方向に纏まること

となり、国際法局の意向に沿うこととなった。

また、同史料の「004」第一回会議（426）「ファイルに保存されている「沖縄の道路通行区分の切り替え時期等に関する会議」によると、一九七一年四月二六日に警察庁で開催された「沖縄の道路通行区分の切り替え時期等に関する会議」においても、外務省は「なお、一定期間を三年とすることにつき、当方の意見を求められたのに対し、国際協定課林事務官より、一定期間として三年位は不適當ではないと考えられるが、道路交通に関する国際条約との関係上沖縄の通路区分の切替えは早い程望ましい」との意見を表明し、国際法のみならず、関連する国内法制の運用についても、影響力を発揮している。

道路交通に代表される社会インフラは、社会の安定に寄与するのみならず、有事の際にも重要な役割を果たすものである。そのため、この事例は社会インフラのあり方について、国際法局が国際条約等の解釈や運用を通じて、大きな影響力を示した好例である。この過程においては、米国との外交関係を所管する北米局（北米第一課）も関係者を会合等に派遣し、日米関係の観点からの意見表明を行っている。これは冷戦華やかりし当時の国際情勢を踏まえると、日米安保体制も視野に入れた観点であることが容易に想像し得るものである。その為、この事例は国際法局が政軍関係に直接的或いは間接的に影響力を行使し得る組織であることを示した好例である。しかも、この事例において注目すべきは、我が国における車両通行に関する国際法の影響について、裁判所が解釈に関与はしておらず、国際法局の解釈が公定解釈として採用されたことである。

この様な事例を踏まえると、国際法の解釈についてのみに限ったものではあるが、国際法局の権限は、裁判所と同等とも言い得るものがある。当然、これまで述べてきた国際法の中には、前述のジュネーヴ条約の様な経済活動に関

係するもののみならず、日米安全保障条約に代表される安全保障関連の条約も含まれ、その影響は国内の政軍関係の形成や展開にも大きな影響を与え得るものである。その為、国内の政軍関係を考察する際には、その構造を決定する要因の一つとして、国際法及び国際法所管部局、即ち国際法局に注目することが構造を説明する上で、有意義であると結論付けられる。

5. おわりに

以上、政軍関係と国際法、特に国際法所管部局との関係性或いは影響について、我が国を事例として考察を進めてきた。本稿での分析を通じて、一国内の政軍関係であっても、国際関係やそれによつて形成される国際法の影響を逃れ得ないこと、また、特に我が国の場合、国際法を所管する外務省国際法局が裁判所と同等の有権解釈権を有していると看做し得ることを明らかにした。これらの知見を踏まえ、国際法局を研究することにより、政治学研究において、どのような学術的意義があるのかについて、若干述べたい。

第一の意義としては、政軍関係研究への貢献が挙げられる。政軍関係研究においては、内閣や議会、陸海空軍等といった主要な政治アクターによる行動に関心が集まることが多く、それぞれの政治アクターを構成する外交・安全保障政策の企画や実施、評価を実際に行う国際法局や陸海軍両省軍務局、防衛省防衛局等といった実務担当部局に関する分析はあまり行われてこなかった。その為、本稿で取り扱った国際法局の分析により、国際法に関する実務、特に有権解釈に強い影響力を有する国際法局の実態を説明することが可能となるばかりでなく、国家の政軍関係を具現化

したものである外交・安全保障政策の形成過程をより実証的に解明する第一歩となるものである。

第二の意義としては、行政機関研究への貢献が挙げられる。近代日本の行政機関に関する先行研究は、豊富に存在している。しかし、外交交渉の実務を担う外務省の実態を明らかにした研究は、前述の竹本信介による研究等が僅かに存在するのみである。また、外務省内において、国際法の解釈や運用に関する諸問題に対し、どの様に対応しているのかといった実務的な側面に注目した研究は皆無である。その為、国際法局を多角的に分析することにより、明治維新以降の我が国に大きな影響を与えた国際法がどの様に処理されたのかを明らかにするだけでなく、国際法への対応を一手に担う外務省の実態を明らかにする為の橋頭堡を構築することが可能となる。

最後に、今後国際法局に関する研究への取り組みに際し、想定される課題を挙げておきたい。第一の課題としては、どの学問分野に位置付けるのかということである。本稿においては、政治学、特に政軍関係論の観点から国際法局の実態解明に取り組んだが、国際法局が行政機関である以上、行政学からの分析も有益であると想定される。又、国際法局が取り扱う業務が国際法に関するものであることを踏まえると、国際関係論或いは政治外交史の視座から分析することも有効である。その為、今後の関連諸分野の研究動向に依存する面があるものの、どの様な学問分野に位置付けるのかを検討することが求められる。

第二の課題としては、どの様な分析手法を用いるのかということである。本稿においては、今後本格的な研究を実施する為の基盤を構築するという観点から法学或いは制度論に専ら依拠して論を進めたが、国際法局が有する権限の淵源を解明するということであれば、史的分析が有効であろうし、将来的にその権限や影響力がどの様に変化するかということであれば、理論分析も有効である。また、これらの分析手法を組み合わせることにより、複眼的な分析

視角を獲得することも不可能ではない。その為、どの様なリサーチ・クエスチョンを設定するのかという大前提はあるものの、どの様な分析手法を用いるのかについても、検討することが求められる。

これらの課題は国際法局に関する研究に限ったものでもなく、政治学において取り扱われる諸課題に共通の課題であり、専門的な見地からのより精緻な分析が求められている。その為、私も政軍関係論を専門とする政治学者の一人として、今後もこれらの課題に取り組む所存である。

(1) なお、条約局から国際法局に名称が変更になった経緯において、当時進められていた所謂「外務省改革」の影響があると推測されるが、本稿の主たる目的ではないので割愛する。

(2) 但し、法令の制定や解釈といった法律実務において、内閣法制局が「(行政府における)法の番人」と称される程の権勢を誇り、政府予算の編成を担当する財務省主計局と共に「二局支配」を担う存在と看做され、その権限が絶大であることは論を俟たないことは周知の事実である(西川二〇〇〇、西川二〇〇二、西川二〇一三)。また、警察庁や経済産業省、国土交通省等といった広範な所管業界を有する省庁が許認可権を駆使して、大きな権勢を誇っていることについても、留意する必要がある(安永二〇〇四)。

(3) 二〇〇六年七月二六日の外務省組織令の改正により、大臣官房国際社会協力部と統合され、二〇〇六年八月一日からは国際協力局に改編されている。

(4) 外務省の予算及び決算については、外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/mofa_yosan_kessan/) において公開されているが、項目別になっており、局別に比較することが困難であるため、本稿においては、自由民主党の資料を使用している。

(5) なお、海老原伸国際法局長(当時)の北米局長への異動及び林景一大臣官房審議官の国際法局長(当時)への新任並びに

越川和彦大臣官房長（当時）の国際法局長事務代理任免について、『官報』人事事項に掲載されていなかった為、本稿においては、新聞掲載の人事情報（『毎日新聞』二〇〇二年九月二〇日夕刊、『時事ドットコム』二〇一三年一月一五日及び同紙二〇一三年一月一七日）を基にしている。

（6） 国際司法機関の裁判官へ至るキャリアパスについて、「国際法局に所属していたこと」と条件を拡大しても、その対象から外れるのは、齋賀富美子（国際刑事裁判所裁判官）のみとなり、国際法局に所属することが国際司法機関の裁判官に任命されるための重要な要素となることは明らかである。

（7） 平和安全法制整備法案（正式名称…我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律）は、自衛隊法や周辺事態法、船舶検査活動法、国連PKO協力法等の改正により、自衛隊の役割拡大（在外邦人等の保護措置、米軍等の部隊の武器保護のための武器使用、米軍に対する物品役務の提供、「重要影響事態」への対処等）と、「存立危機事態」への対処に関する法制の整備を目的としている。一方、国際平和支援法案（正式名称…国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律）は、「国際平和共同対処事態」における協力支援活動等に関する制度を定めることを目的としている（内閣官房等二〇一五）。

引用・参考資料

- 石原直紀「大正初期の外政機構―二局四課制の確立から臨時外交調査委員会設置に至る過程」『社会科学ジャーナル』第二〇巻第一号（一九八一年一〇月）一一三―一二二頁。
- 石原直紀「第一次大戦後の外政機構改革」『社会科学ジャーナル』第二五巻第二号（一九八七年三月）一〇九―一二六頁。
- 伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』（京都大学学術出版会、二〇〇〇年）。
- 大前信也『昭和戦前期の予算編成と政治』（木鐸社、二〇〇六年）。
- 上野裕久「憲法第九条の有権解釈の検討」『修道法学』第七巻第一号（一九八四年）一一三五頁。
- 神谷不二「政軍関係（Civil Military Relations）にかんする一考察―シヴィリアン・コントロールについて」『法学雑誌』第一〇

卷第二号（一九六三年十二月）一—四三頁。

仮野忠男「論壇 外務省改革は大胆に―検討に値する「条約局」の廃止〔含 茂木敏光衆院議員インタビュー〕」『月刊官界』第二八卷第九号（二〇〇二年）一三三—一四三頁。

北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』（筑摩書房、二〇一二年）。

北山孝次「法改正重点要望項目―総務省が有権解釈回答」「行政書士会が行う官民からの業務受託」を明確化―行政書士会の業務受託推進に大きな弾み」『月刊日本行政』第四五〇号（二〇一〇年）一—三頁。

額綱厚『近代日本政軍関係の研究』（岩波書店、二〇〇五年）。

小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変―一九一八―一九三二―』（ミネルヴァ書房）。

小森雄太「近代日本における政軍関係の新制度論的分析」明治大学二〇一一年度博士学位論文（二〇一二年三月）。

小森雄太「政軍関係研究試論―戦術・作戦領域への文民の過剰関与に注目して―」『政経研究』第四九卷第四号（二〇一三年三月）五七九—六〇五頁。

小森雄太「政軍関係のあり方に関する一研究―文民統制と安全保障のあるべき均衡に注目して―」『政経研究』第五〇卷第三号（二〇一四年三月）八六三—八八九頁。

近藤聡「租税法における公定解釈としての文書回答手続の法制化―国税通則法の改正を視野に入れて―」『富士大学紀要』第四四卷第一号（二〇一一年）四七—八六頁。

裁判所総合研修所監修『民事訴訟法講義案（再訂補訂版）』（司法協会、二〇一〇年）。

裁判所総合研修所監修『民事実務講義案Ⅰ（四訂版）』（司法協会、二〇〇八年）。

笹岡伸矢「ソ連崩壊と集団的アクター 軍隊・反対政党・民族共和国」『国際政治』第一四八号（二〇〇七年）五九—七三頁。

佐々木順二「公権的解釈の範囲を逸脱・乱用―図書館法第一七条についての専門委員会報告（小特集 図書館の無料原則を考える―電子情報の利用―）―」『図書館雑誌』第九三卷第二号（一九九九年）一二四—一二五頁。

佐藤元英「日中関係と外政機構の研究―大正・昭和期」馬場明著『国学院雑誌』第八五卷第一二号（一九八四年十二月）六一

一六九頁。

佐藤元英「革新派外務官僚の対米開戦指導―条約局および南洋局が企図した宣戦布告のシナリオ」『中央大学文学部紀要』第二一六号（二〇〇七年）四一―六八頁。

柴田紳一「皇室典範改正と外務省…条約局長萩原徹の活動を中心に」『國學院大學日本文化研究所紀要』第七九号（一九九七年）一―三四頁。

高見勝利「憲法九条の「公定解釈」をめぐる「法」と「政治」（特集 憲法九条を考える）『ジュリスト』第一二六〇号（二〇〇四年）一三一―一三五頁。

竹本信介「戦後日本外務省内の「政治力学」―外交官試験と外務省研修所の考察を手がかりに―」『立命館法學』二〇一〇年第一号（二〇一〇年）一七九―二四一頁。

竹本信介「外務省の行政責任論」『立命館法學』二〇一〇年第三号（二〇一〇年）三三三―三七七頁。

竹本信介「戦後日本における外務官僚のキャリアパス―誰が幹部になるのか?―」『立命館法學』二〇一一年第三号（二〇一一年）三七三―四八六頁。

竹本信介「戦後日本外交のリサーチ・デザイン―「行政学」から戦後日本外交を考える―」『立命館法學』二〇一二年第四号（二〇一二年）四七九―五三九頁。

竹本信介「戦後日本外交研究の「パラダイム」―「戦後日本外交のリサーチ・デザイン」補論」『立命館法學』二〇一三年第三号（二〇一三年）三五七―四二九頁。

歳川隆雄、川口順子「外務省に人事問題以上の衝撃、走る 「条約局廃止」を川口順子外相に質す」『現代』第三六卷第一〇号（二〇〇二年）八六―九四頁。

戸部良一、寺本義也、鎌田伸一、杉之尾孝生、村井友秀、野中郁次郎『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』（中公文庫、一九九一年）。

内閣官房、内閣府、外務省、防衛省「「平和安全法制」の概要 我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制

の整備」(<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>)。

永井和『近代日本の軍部と政治』(思文閣出版、一九九三年)。

中内康夫「条約の国会承認に関する制度・運用と国会における議論―条約締結に対する民主的統制の在り方とは―」『立法と調査』第三三〇号(二〇一二年)三一―一八頁。

西川伸一『知られざる官庁・内閣法制局 立法の中枢』(五月書房、二〇〇〇年)。

西川伸一『知られざる官庁・新内閣法制局 立法の中枢』(五月書房、二〇〇二年)。

西川伸一『これでわかった!内閣法制局 法の番人か?権力の侍女か?』(五月書房、二〇一三年)。

秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典(第二版)』(東京大学出版会、二〇一三年)。

秦郁彦編『日本官僚制総合辞典』(東京大学出版会、二〇〇一年)。

坂野正高『現代外交の分析 情報・政策決定・外交交渉』(東京大学出版会、一九七一年)。

部谷直亮「ゴールドウォーター・ニコルズ法の制定過程―政軍関係の視点を中心に―」『国際情勢』第八〇号(二〇一〇年二月)二三九―二六七頁。

藤田昇三「日中関係と外政機構の研究―大正・昭和期」馬場明著『国史学』第二二三号(一九八四年五月)五六―六二頁。

三浦瑠麗「減びゆく運命?―政軍関係理論史」『レヴァイアサン』第四六号(二〇一〇年)一五五―一六三頁。

三上昭美「外務省設置の経緯―わが国外政機構の歴史的研究(1)―」『国際政治』第二六号(一九六四年)一一―二二頁。

三上昭美「外政機構の確立に関する一考察―わが国外政機構の歴史的研究(2)―」『国際政治』第二八号(一九六五年)一七―三七頁。

三上昭美「太政官制下における近代外政機構の形成」『中央大学文学部紀要』第三六号(一九六五年)九一―一二〇頁。

三宅正樹、庄司潤一郎、石津朋之、山本文史編著『検証 太平洋戦争とその戦略―総力戦の時代』(中央公論新社、二〇一三年)。

武蔵勝宏「安全保障政策に対する民主的統制―補給支援特措法の立法過程―」『同志社政策科学研究』第一五卷第一号

（二〇一三年）一一一二頁。

安永弘「日本を蝕む官僚組織の病巣―許認可権を楯に権力を増大―」『月刊経済』第五一卷第八号（二〇〇四年八月）三五―三七頁。

吉原恒雄「『集団的自衛権行使違憲論』批判Ⅱ有権解釈の矛盾と変更の必要性Ⅱ」『広島女子大学国際文化学部紀要』新輯第一号（一九九六年）一一一二頁。

データベース「世界と日本」(<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>)

INOUE Masaya's Website (<http://inouemasaya.mokuren.ne.jp/>)